

登場  
ページ

## 今週の専門用語



### 📖 移転価格ガイドライン

OECDによる移転価格税制に関する各国の課税当局、納税者の解釈指針。強制力はないが、OECD加盟国は事実上遵守が求められる。ガイドラインは全9章からなり、1～5章が本編（1章が独立企業原則、2章が移転価格算定方法、3章が比較対象取引との比較方法、4章が紛争の回避・解決方法、5章が文書化）、6章以降が応用編となっている。このうち6章は、独立企業原則を無形資産関連取引にいかにか適用するかが書かれ、BEPS最終報告書で改訂が勧告されるなど、特に重要性が高い。

### 📖 法人税法上の人格のない社団等

法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを指す（法法2①八）。人格のない社団等は権利能力のない社団と同義とされている。具体的には、①団体としての組織を備え、②多数決の原則が行われ、③構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し、④その組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定しているという4要件を満たす場合には人格のない社団等に該当するとされている（最高裁昭和39年10月15日第一小法廷判決）。

### 📖 相談役・顧問等の開示

東京証券取引所では、退任した代表取締役社長等が相談役・顧問等に就任する場合、氏名、役職・地位、業務内容、勤務形態・条件、社長等退任日、任期の開示を任意で求めている。平成29年6月9日閣議決定の「未来投資戦略2017」を踏まえたもの。平成30年1月1日以後提出するコーポレート・ガバナンス報告書から適用されている。強制適用ではないため、仮に記載しなくても特に罰則等は設けられていないが、東証1部に限ってみれば887社が相談役・顧問等に関する開示を行っている。

07  
ページ

08  
ページ

10  
ページ

From  
編集室

◆今号でもお伝えしているが、会計監査人が大手監査法人から中小規模監査事務所等にシフトするケースが顕著になっている。◆大手監査法人においては、リスクの高い会社に対してはより監査体制を手厚くすることで監査報酬を上げる傾向が一部に見られるといい、監査報酬の引上げを嫌った会社が中小規模の監査事務所に鞍替えするという図式だ。◆ただ監査報酬が低いからといって監査の手を緩めることは許されない。中小であってもリスクの高い会社の監査を行う場合にはそれ相応の監査体制が必要となる。この点、公認会計士・監査審査会の検査でも注視していく方針ということだ。（MIN）

#### 週刊T&Amaster 第750号

2018年8月6日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp